三木総合防災公園

| 質問 番号 | 箇所(頁) | 質問 | 回答 |
|----------|--------------|---|---|
| 1 | その他 | 陸上競技場の屋根の大規模修繕の予定をご教授くだ さい。 | 陸上競技場の屋根の大規模修繕の予定は現在の ところありません。 |
| 1 | 資料集 P3 | ビーンズドームの壁面緑化の改善工事の実施予定時期をご教授ください。 | 壁面緑化の改善工事は令和 5 年下半期から段階 的に実施予定です。 |
| 1 | その他 | ビーンズドームカフェについて、収益事業として計上されていますが、㈱インパクトに外注されており、売り上げの一部もしくは賃料を収益として計上されているという認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり、運営事業者から指定管理者に 支払われている売上の一部のみを収益として計上 しています。 |
| 1 | その他 | 利用促進事業について、イベント主催者が警備員を配置しているとのことですが、基本的には団体の利用の受け入れを行っているという認識でよろしいでしょうか。 | 利用促進事業の実施実績や内容については、別紙 -12「年度報告書(1)利用者促進事業」をご覧くだ さい。 イベント内容により、外部団体と連携してイベン ト等を実施しているものもあります。 |
| 1 | その他 | 三木総合防災公園のパンフレットに「みきぼうパーク ひょうご」という名称が記載されていますが、これは公 式に位置づけられた名称という認識でよろしいでしょ うか。 | 球技場の「みきぼうパークひょうご」は正式名称ではなく、一般社団法人兵庫県サッカー協会のネーミングライツ契約による呼称であり、令和5年度限りで解除します。 |
| 1 | 管理水準書 P24 | 「指定管理者公募公園の概要」に「公園の職員が防災センター職員を兼務しており」との記述があります。これは指定管理者の職員が兼務するわけではなく、防災センター職員として公園事務所に県の職員が常駐し業務にあたられて、指定管理者は「管理水準書」P24「広域防災拠点業務」にある通り、該当する業務を担当するものと理解しております。この認識に齟齬がないかご教授ください。 | 指定管理者である兵庫県園芸・公園協会の職員を兼 ねていますが、令和6年4月以降は、広域防災セン ター職員が公園事務所に常駐しないため、公園管理 業務等に従事することはありません。 指定管理者は「管理水準書」P24「広域防災拠点業 |
| 1 | その他 | 競技場クラブハウスの(一社)兵庫県サッカー協会の運営事務所にかかる占用料・使用料をご教授ください。 | 現在、(一社) 兵庫県サッカー協会は、指定管理者 として球技場クラブハウスの事務所を使用してい るため、占用料・使用料は発生していません。 |
| 1 | その他 | 現在、園内で活動しているボランティア団体数と活動内容、その位置づけ(利用促進、公園の美化など)についてご教授ください。 | 現在、以下のボランティア団体、4団体が活動をしています。 ・三木凧の会 公園内外において、和凧の作製、凧あげを通じての交流を実施 ・兵庫県高齢者放送大学三木友の会 屋内テニス場周辺、グラウンド・ゴルフ場周辺等の除草作業を実施 ・うすずみ桜想会 「淡墨桜」の植樹、育樹、除草及び周辺清掃を実施 ・NPO 法人ひょうご森の倶楽部 草刈りや低木の伐採を中心とした森づくり活動を実施 |
| 1 | その他 | 第1、第2球技場と野球場の給水設備図面及び両施設 内への散水方式についてご教授ください。 | 第1、第2球技場と野球場の給水設備図面は資料 集図面一覧表「第1,2球技場排水給水図、野球場 詳細図」をご覧ください。 散水方法は現指定管理者の裁量で実施しており ノウハウであるため開示しません。 |

| 1 | その他 | 一般ごみの年間処分量(2018 年度〜2022 年度)をご 教授ください。 | 現在、資料確認しております。確認がとれ次第、 公開いたします。 |
|---|---|--|---|
| 2 | 様式集 様式6 1 対象施 設の維持管理業務 について (5)管理運営体 制【プレゼンテー ション審査対象】 | 当該様式では、①平常時業務及び②災害時の業務のそれぞれの体制について記載することとなっていますが、②に記載する「スタッフの災害時の自宅から本公園までの所要時間」について、以下の3点をご教示ください。 ア 申請書提出時点ではスタッフの配置が未確定(当団体では、他の管理施設の職員配置も含めた全体で年度後半にR6年度の人事を決定するため)の場合、どのように記載すべきでしょうか。 イ 管理運営体制の配点にあたり、この項目に記載する所要時間が短いほど配点が高くなるのでしょうか。 ウ 所要時間に上限はあるのでしょうか(例:90分を超えると大きく減点等) | ア 令和6年4月1日において想定するスタッフの配置状況を基本に作成ください。なお、指定管理者の指定後、提案内容を踏まえ業務開始前までに県と協議の上で実施体制を決定します。令和6年4月1日以降、提案内容を踏まえて協議した実施体制等と実態が異なる場合は、募集要項に記載のとおり、契約を解除します。 イ スタッフの災害時の自宅から本公園までの所要時間の長短だけをもって評価するものではありません。現場体制や、本店等現場以外の管理支援体制などを総合的に勘案して評価を行います。 ウ 所要時間の上限はありません。 |
| 2 | 募集要項 その他(1回目 質問の回答No.54) P10 指定管理料 の変更、質問の回 答No.54 | インセンティブ制度に係る質問の回答(1 回目)において、「指定管理者公募時の基準額を設定する際に、上記算定式によるインセンティブが反映」とされています。インセンティブとは、受託期中において反映されるべきものと拝察しておりましたが、方針転換をなされたのでしょうか。ご所見を伺うとともに、インセンティブ制度全般について、改めてお示しください。 | 引き続き、受託期中におけるインセンティブについて調整をしていきます。 現状は、前回の回答のとおり、受託期中におけるインセンティブは反映していません。 |
| 2 | 資料集 その他(1回目 質問の回答No.55) P3 基準額の積 算、質問の回答No. 55 | ネーミングライツ制度に係る質問の回答(1回目)において、「今年度の(対応業務費用は)500万円」とされています。 今回の応募では、500万円の対応業務で提案するということでよろしいでしょうか。 | 現段階でネーミングライツ企業からの回答を得ておりませんが、予算額 500 万円として「施設命名権導入に伴う対応業務」の提案をお願いします。 |
| 2 | 様式集 様式6 1 対象施 設の維持管理業務・運営管理業務 について (3)日常の安全管 理・非常時の対応 【プレゼンテー ション審査対象】 | 様式集【様式6】には、(3)日常の安全管理・非常時の対応というプレゼンテーション審査対象の項目がありますが、募集要項 P26 の②プレゼンテーション審査の視点には、該当する項目が無く、配点もありません。この項目については、記載の必要なしと考えてよろしいでしょうか。 若しくは、P27別紙1の兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画の実現性の視点(三木総合防災公園)に、「・日常の安全管理(事故防止のための点検・巡回、防犯・防災対策)、非常時の安全対策がとられているか」とありますが、こちらに該当部分を記載するのでしょうか。 | 様式集【様式6】「(3)日常の安全管理・非常時の対応」の提案は、募集要項P27別紙1の兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画の実現性の視点(三木総合防災公園)「・日常の安全管理(事故防止のための点検・巡回、防犯・防災対策)、非常時の安全対策がとられているか」に対する提案についてプレゼンテーション審査を行い、審査します。そのため、【様式6】に「(3)日常の安全管理・非常時の対応」を記載してください。 |
| 2 | 管理水準書 P31 VI その他 1. 収益事業の実 施 ③ | 「施設利用者の利便性向上のため第1陸上競技場に 設置しているトレーニング室については、収益事業等に よる活用を期待する」と記載がありますが、収益事業と して自由に使用しても良いのでしょうか。利用制限など はありますでしょうか。 また、トレーニング室の機器は県有備品かと思います が、収益事業に県有備品を使用することは可能でしょう か。使用可能な場合、占用使用料等は発生するのでしょ うか。 | 管理水準書 P31「Vその他 1.収益事業の実施」に基づき、都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められる範囲での活用を期待します。トレーニング室の県有備品は使用可能です。トレーニング室を収益事業として実施する場合、部屋の占有について、都市公園法第5条及び兵庫県都市公園条例第4条の許可申請に伴う使用料が発生します。なお、県有備品の使用料は発生しません。 |
| 2 | 資料集 別紙 - 8 ロー カル 5 G 等を活用 したシステムの 維持管理・運営に 係る協定書(案) (経費の負担)第 5 条 | 「乙が運用支援を行うために要した事務的経費は、乙が負担するものとする」と記載がありますが、事務的経費とは、例えばどのような経費でしょうか。また、その経費が高額になった場合は別途協議していただけるのでしょうか。 | 新たに配布した「ローカル 5 G 等を活用したシステムの維持管理・運営に係る協定書(案)」の第 6 条の経費とは、第 2 条 2 項に規定する個々具体の業務の内容 [別紙-8] を実施するにあたり必要となる事務的経費です。経費が高額になった場合、第 14 条の規定に基づき別途協議を行います。 |

| 2 | その他(別紙- 7) P2~3 II 三木 全県拠点の現況 1 用途別ゾーニ ング | 1 用途別ゾーニングにゾーニング図A~Gの記載がありますが、ゾーニング図が添付されていません。ゾーニング図をお示しください。 | 別紙-7「三木全県広域防災拠点運営要領」ゾーニング図をご覧下さい。 |
|---|--|---|--|
| 2 | 管理水準書 その他 P18 1.1 | JOCが実施する競技スポーツ強化事業の利用実績をご教示ください。 | 現指定管理期間(令和3年度~)、JOCパートナー協定に基づく施設の利用実績はありません。 |
| 2 | 管理水準書 その他 P23 9 | 運動施設の特別利用としての運用はどのようなものか ご教示ください。 | 別紙-16「兵庫県立都市公園条例施行規則第6条 第6項の規定に基づく利用の承認について)」をご 確認ください。 |
| 2 | 管理水準書 その他 P31 VI | トレーニング室に関して現状一般開放がなされていないと思いますが、機器の保守点検に関しては現状どのようにされていますでしょうか。未実施の場合、今後管理方法について県のお考えもお示しください。 | 指定管理業務として、機器等備品の日常点検・定 期点検を実施しています。今後も県の機器等備品に 関しては、日常点検・定期点検の実施が必要です。 |
| 6 | その他 | 追加資料として配布された現行組織の業務分担表について、 雇用形態の項目に「県派遣 (3名の職員)」とありますが、この職員は、兵庫県からの出向なのでしょうか?ご教示ください。 尚、兵庫県からの出向の場合、開示されている収支報告書の人件費には、出向されている職員の人件費も含まれているのでしょうか?ご教示ください。 | |
| 6 | その他 | 追加資料として配布された現行組織の業務分担表について、 雇用形態の項目に「業務員(常勤・非常勤)」との記載がありますが、この職員の方々は、現指定管理者で雇用されている職員との理解で良いでしょうか?ご教示ください。 また、現指定管理者の雇用ではなく、外部からの出向や派遣、外部委託されている場合は、その内容を明確化し、再度開示ください。 | 本公園は、災害時には兵庫県広域防災センターと 一体となった県域防災拠点としての運用が必要な ため令和5年度までは県派遣職員を配置しており、 |
| 6 | その他 | 追加資料として配布された再委託の状況について、この資料では、再委託先の合計金額は、121,847 千円とされており、資料後段(19ページ)の R4 年度の収支報告書の委託費の実績額は、144,386 千円と記載されています。 委託に関する実績額 144,386 千円から再委託先の合計金額 121,847 千円を差し引くと、22,539 千円の差異が生じます。その差額分について、ご教示ください。 | 現在、資料確認しております。確認がとれ次第、公開いたします。 |
| 6 | その他 | 追加資料として配布された収支報告書について、 各年度の人件費を拝見すると、計画額と実績額が大幅な 差額が生じています。 毎年度の決算で、このような大幅な人件費の差額が生じ ている理由をご教示ください。 | 現指定管理者の予算編成上の理由によるものであり、最終的に人件費の支出は実績額となります。 |

| | 7 5 11. | | |
|---|---------|-----------------------------|-------------------------|
| 6 | その他 | 追加資料として配布された収益事業 (自主事業) の実績 | お見込みのとおり、ビーンズカフェの収支実績額 |
| | | について、 | は、運営事業者から指定管理者に支払われている売 |
| | | ビーンズカフェの収支実績額が、かなり少なくなってい | 上の一部のみを計上しています。 |
| | | ますが、これは売上等の手数料分だけビーンズカフェの | 人件費や材料費などの必要経費は運営事業者が |
| | | 運営事業者から現指定管理者に支払されており、人件費 | 負担しています。 |
| | | や材料費などの必要経費はビーンズカフェの運営事業 | |
| | | 者が負担しているとの理解で良いでしょうか?ご教示 | |
| | | ください。 | |